

社会福祉法人 恵 生 会

基本理念

「人と人」

ご利用者様とご家族様、ご利用者様と職員、ご家族様と職員、職員と職員、
互いを理解し、尊重し、支え合い、ともに過ごす。
人と人が出会い、人も人と互いを理解し支え合い、人に人が集まり笑顔に笑顔が集まる。
人と人 ともに。

基本方針

この施設を利用される皆様に、心地良く過ごしていただけるように、
この施設を利用される皆様に、安心して生活していただけるように、
この施設を利用される皆様に、その人らしく生活していただけるように、
ご利用者・ご家族の気持ちを大切に、ご利用者の生活を考えます。
この法人で働く職員は、常に笑顔で、お互いを尊重しあい、共に仕事にあたります。

平成30年度事業計画

平成30年度介護報酬の改定が行われます。改定率は、+0.54%といわれていますが、当法人実施事業においては、施設系サービスがプラス改定、居宅系サービスがマイナス改定となり、全体としては、前年度とほぼ変わらない状況です。

引き続き厳しい運営となることが予想されますが、安定した運営が継続できるよう法人全体で取り組んでいきます。

また、厳しい運営が続く現状を踏まえ、理事会、評議員会等で今後の事業展開について議論を行っていきたくと考えます。

地域貢献については、前年度同様、垂水区社会福祉法人連絡協議会「ほっとかへんネットたるみ」の取り組みに積極的に参画し、区内の高齢・児童・障害等の各福祉事業関係者と連携を深め、更なる地域貢献を継続的に実践していきます。また、法人独自の取り組みも検討していきます。

神戸市では、健康寿命の延伸を最重点目標として、「フレイル対策を含めた介護予防の推進」「地域での生活の継続に向けた支援」「認知症の人にやさしいまちづくりの推進」などの取り組みが行われます。

当法人においても、地域包括支援センター（あんしんすこやセンター）を中心に、地域に出向き地域住民へ介護予防の啓発推進、認知症高齢者声掛け訓練実施等での認知症の人にやさしいまちづくりに貢献していきます。

事業所運営では、慢性的な介護人材の不足が継続することが懸念されますが、支障なく事業運営できるよう継続して人員確保に努めるとともに、法人内保育所、外国人雇用などの雇用対策についても継続検討していきます。

稼働率の低下が利益率の低下に大きく影響しています。入所系サービスについては、出来る限り空床期間を短期間にするように努め、居宅系サービスについては、利用者数の増員を目指します。また、平成30年度から改正される加算内容を確認し、栄養関係、医療との連携等、各事業所取得可能な加算についての見直しを行います。

今年度もよりよいケア委員会を中心として、職員の意欲の向上やサービスの質の向上を目指し、定期的な法人内研修を実施するとともに、職員の外部研修への積極的な参加を奨励し、参加に向けての支援を行います。

高齢者虐待防止については、定期的に研修を実施し、ご入居者・ご利用者の尊厳を尊重するという当たり前のことを日頃から職員に意識づけ、不適切ケアの延長線上に高齢者虐待が存在することを認識し、虐待防止を徹底していきます。そのためにも職員同士が働きやすく発言しやすい環境づくりを目指します。

災害対応、感染症・食中毒防止についてもご入居者・ご利用者に安全に安心して過ごしていただけるよう、定期的に研修を実施し職員へ周知していきます。

情報の公開については、ホームページを更新し、情報発信及び情報公開に努めます。法人機関紙「ももだより」についても継続して発行します。

今年度も、地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の高齢者福祉の拠点として、より良い法人・施設づくりに努めます。

【特別養護老人ホーム 桃山台ホーム】
【桃山台ホームショートステイサービス】

<介護職員>

1 基本方針

2階

- ・ ご入居者のADL状況をしっかり把握し、職員・業務の都合で過介助になる事なく、残存機能を活かした介助に努める。
- ・ 介護職のプロとして、自己研鑽と体調管理に努める。
- ・ 担当職員ばかりに任せず、ご入居者一人ひとりの課題に対して、うまくいった事例・うまくいかなかった事例をケース記録に書きとめ、よりよいケア・発想へつながるよう努めていく。

3階

- ・ ご入居者の生活に寄り添い、笑顔ある毎日が過ごせるよう関わりをもつ。生活の中からでも残存機能を活かした介助を行い、ADLの維持に努める。
- ・ 各々が、現状何が必要で何が欠けているのかを考え、自主性をもって行動していく。
- ・ 一人ひとりが責任感のある行動をとり、意識の向上に努める。
- ・ お互いが注意し合える風通しの良い関係作りをし、ケア向上に努める。

2 介護計画

- ・ ご入居者が安心して心地よく毎日の生活が送れるよう、大切なもの・必要なものは何かを考え、個々に合わせたニーズを抽出していけるように努める。
- ・ 意思疎通が困難な方、意向や希望を聞き取ることが難しい方に対しても、ご入居者の人格や特性を大切に、個別の生活リズムに合わせたプラン作成を行う。
- ・ ショートステイご利用の方にも、連続性のあるプランを作成し、職員間でのケアの統一を図る。

3 主な年間行事

7月 七夕	10月 運動会	2月 節分
8月 夏祭り 花火	12月 クリスマス会	3月 ひな祭り
9月 敬老会	1月 新春カラオケ大会	

4 クラブ活動

- ・ 華道 ・アクティブ ・書道／かきかた ・カラオケ

5 レクリエーション

- ・ 音楽療法 ・エアロビクス (6月終了予定) ・気功 ・喫茶
- ・ マジック療法 他

6 職員の技術・資質の向上について

- ・ 介護職員としての自己評価を継続して実施し、個々の見直す機会とする。又、リー

ダーとの反省会も行い、同じ内容が続くことのないよう、少しでも向上していけるよう努める。

- ・ 不適切ケアについての検討・振り返りを引き続き行い、自分達の言動や介護がよりよいものとなるよう、考える機会をもつ。
- ・ 部署内で計画的に研修を行っていき、職員間で各項目についての学習をし、報告していく。

4月 認知症について

5月 倫理・プライバシーについて

6月 口腔ケアについて

7月 身体拘束・高齢者虐待について

8月 ケアプランについて

9月 事故対策について

10月 褥瘡予防について

11月 感染症について

1月 ターミナルケアについて

2月 認知症について

3月 災害時の対応、消防設備・その他機器の取り扱いについて
事故対策について

7 マニュアルについて

職員間でケアが統一できるようにマニュアルを整備する。

現状に即した内容であるよう、職員自身で見直し、必要部分に変更していく。

(年に1度9月見直し)

* ADL (Activities of Daily Living) ⇒日常生活動作

【サテライト特養 ももやまだい】

<介護職員>

1 基本方針

A (やまもも) ユニット

- ・ ご入居者、ご家族、職員全ての人にとって居心地良く安心出来る空間・雰囲気作り
に努める。また、引き続き、日々のコミュニケーションを密に取り、信頼関係を深
めていく。
- ・ 職員間での報告・連絡・相談をしっかりと行い、情報共有する事で統一したケアの
提供を目指す。

B (つつじ) ユニット

- ・ ご入居者の生活スタイルに沿ったよりよいケアが実施出来るよう、日々の観察を丁
寧に行い、ケアの検討・実践・振り返りを行う。
- ・ 職員は、個々が常に意識を高く持ち、内部研修・外部研修等への参加や各媒体での
情報収集を積極的に行い、スキル向上に努める。

C (さくら) ユニット

- ・ ご入居者・ご家族と密にコミュニケーションをとり、その人らしい生活や希望に沿
った暮らしになるよう情報を共有し、統一されたケアが行えるよう努める。
又、リスクの管理を行いながら、医療とも協力し、多方面からケアの方向性を検討
し、よりよいケアが行えるよう努める。
- ・ ご入居者の日々の状態の変化に早期に気付き、対応できるよう、職員は介護技術・
知識・専門的視野の向上の為の情報収集に努める。

2 介護計画

- ・ 一人ひとりのADL状況を正しく把握し、状況や生活に合ったプランを考える。又、
ご入居者・ご家族のご意見を伺う機会を設け、出来る限り希望に沿ったプラン作り
に努める。
- ・ 定期的にモニタリングをすることで、生活とプランの見直しを行い、必要時には今
の生活に合ったプランに修正する事でより充実した生活構築を目指す。

3 主な年間行事

4月 花見	8月 夏祭り	1月 初詣
5月 遠足	9月 敬老会	2月 節分
6月 運動会	10月 遠足	3月 ひな祭り
7月 七夕	12月 クリスマス・ルナリエ	

4 クラブ活動／レクリエーション

- ・ 音楽療法 ・ 琴 ・ おやつ作り ・ マジック療法 ・ 華道
- ・ カラオケ ・ 風見鶏(音楽ボランティア) ・ エアロビクス (6月終了予定)
- ・ 茶道 ・ 外出 (喫茶・誕生日) 等

5 職員の技術・資質の向上について

- ・ 各ユニットで月に1回会議を行い、ユニット内での課題について検討する場を持つ。
- ・ 自己評価を継続して行い、評価を元に各々見つめ直す機会を設ける。
- ・ 不適切ケアについての見直しを引き続き行い、自分の言動について考え、他者の意見を聞く機会をもつ。
- ・ 計画的に研修を行い、職員間で各項目についての学習をし、会議の場で報告をしていく。

5月 倫理・プライバシーについて

6月 事故予防について

7月 身体拘束・高齢者虐待について

8月 認知症について

9月 口腔ケアについて

10月 褥瘡予防について

11月 感染症について

1月 ターミナルケアについて

2月 事故予防について

3月 災害時の対応、消防設備・その他機器の取り扱いについて
ケアプランについて

6 マニュアルについて

職員間でのケアの統一ができるよう、24時間シートを作成し、随時見直しを行う。
マニュアルについては、現状に即した内容であるよう見直し、必要部分を変更していく。(年に1度9月見直し)

7 地域との交流・その他

- ・ 運営推進会議を隔月に開催。活動状況を報告し、出席者からの意見を聞くと共に、地域住民との連携、協力が得られるよう努める。
- ・ 地域行事への参加、買い物、散歩等、地域へ外出する機会を持ち、地域との交流の場を多く持つよう努める。

【医 務 室】

1 基本方針

- ・ 安心して過ごしていただけるよう安全で安楽な看護を提供する。
- ・ 人権を尊重し、その人らしい生活が送れるように支援する。
- ・ 安定した状態が維持できるよう健康管理を行う。
- ・ 感染予防に努める。
- ・ 目的意識を持ち良質な看護を提供する。
- ・ 働きやすい職場環境作りを行う。

2 具体的内容

- ・ 観察を行い、体調把握及び体調管理に努める。
- ・ 健康診断、バイタルサイン測定、体重測定、定期検査の結果に留意し、異常の早期発見に努める。
- ・ 服薬管理を確実にを行う。
- ・ 嘱託医との連携を図り、適切な対応措置を行う。
- ・ ご入居者、ご家族の希望・意向を尊重し、看取りを含め適切な援助を行う。
- ・ 他職種や他部署との連絡・連携を図り統一した援助を行う。
- ・ 感染症発生時は、各部署との連絡・連携を図り、感染拡大防止に努める。
必要に応じてマニュアルの見直し、改訂を行う。
- ・ ご入居者に対して、尊敬の念を持ち、誠実な態度、言葉づかいで接する。

3 職員の資質向上

- ・ 職員間で相互に協力し、情報交換、意見交換を行う。
- ・ 業務の簡素化、効率化を図る。
- ・ 介護計画立案に際し、医療及び看護の面からの助言を行う。
- ・ 自己研修に努め、会議の場で報告を行い、職員間の知識向上に努める。
- ・ よりよい職場となるよう挨拶を心掛け、職員間で発言しやすい環境作りに努める。

【栄 養 士】

1 基本方針

ご入居者・ご利用者の健康を維持する栄養バランスのとれた安全な食事であるとともに、ご入居者・ご利用者が食べる楽しみを感じられる家庭的で心のこもった食事の提供を目指す。

特別養護老人ホームだけでなく、併設のデイサービスやグループホームの職員とも連携をはかり、サービス利用者の栄養改善への取り組みを推進する。

2 具体的内容

- ・ 他職種との連携により、また、直接的にご入居者・ご利用者に接することにより、ご入居者・ご利用者の状態を正確に把握し、体調に応じた適切な食事を提供する。
- ・ ご入居者のニーズに沿った栄養ケア計画を作成し、計画に基づいたサービスを提供する。定期的な見直し・状態の変化による見直しの際、適切な栄養計画の変更を行う。
- ・ 衛生管理を徹底し、食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。
- ・ 給食委託会社と連携をはかり、よりよい食事の提供に努める。
- ・ 季節を感じられる行事食や、バイキング、喫茶サービスを定期的に行い、いつもと違う雰囲気です食事をしていただくことで、ご利用者に食べる楽しみを感じていただく。
- ・ 嚥下機能に合わせた食事を提供するとともに、見た目にも美味しく感じていただける食事の提供を行う。
- ・ ご利用者が一緒に参加できる食事作り、おやつ作りをご利用者の希望を取り入れながら定期的に行う。
- ・ 特別養護老人ホームのみならずデイサービス、グループホーム等ご利用者の栄養改善の取り組みを推進するため、所属職員等への栄養ケアマネジメント、栄養スクリーニング等に関する相談・支援を行う。

【桃山台ホームデイサービスセンター】

1 基本方針

- ・ ご利用者、ご家族との関わりを大切にし、心地よく安心して過ごして頂けるデイサービスを目指す。
- ・ 個々に応じた機能訓練を行うことで、心身の維持回復を図り、出来る限り在宅生活を継続できるように支援する。
- ・ 介護保険制度の改正に伴い、ご利用者、ご家族への説明等を的確に行う。

2 具体的内容

- ・ ご利用者の細かな変化にも注意し適切に対応するとともに、些細なこともご家族やケアマネジャーに報告し情報の交換を行うよう努める。
- ・ 生活機能の維持向上が図れるよう、機能訓練の計画実施を行う。
- ・ 基本報酬の見直しやサービス提供時間区分の見直しにより、書類の整備を行うとともにご利用者、ご家族への説明を適切に行う。

3 主な行事予定

4月 お花見	11月 紅葉ドライブ
5月 ピクニック	12月 クリスマス会
8月 夏祭り	1月 初詣・新年会
9月 敬老会	2月 節分
10月 運動会	3月 ひな祭り

4 職員の技術・資質の向上について

- ・ 職員個々が知識、技術の向上が図れるよう日頃から情報収集を行うとともに、下記の項目について勉強会を行う。
 - *緊急時・非常災害時の対応
 - *利用者の健康管理
 - *プライバシーの保護
 - *事故事例・再発防止
 - *感染症・食中毒の防止
 - *認知症の対応
 - *高齢者虐待防止・身体拘束廃止
 - *マニュアルの見直し

【グループホーム桃山台】

1 基本方針

- ・ 明るい家庭的な環境作りを心掛け、個々の希望やペースを守りながら「その人らしく」笑顔でゆったり、安心した生活が送れるように支援する。
- ・ ご入居者に対し尊敬の念を忘れることなく、「グループホーム」の在り方、「認知症」を理解し、職員一人一人が専門職としての自覚と責任感を持ち、ご入居者に寄り添い統一した介護サービスが提供できるよう努める。

2 具体的内容

- ・ 家庭的な雰囲気や環境作りに努め、ご入居者同士のコミュニケーションが円滑にできるよう職員が会話等の橋渡しをすることで、楽しく安心した生活が送れるよう支援する。
- ・ 日々の生活の中で、出来ることは自身で行ってもらおうと共に、個々にあったお手伝いを分担して行い役割を持つことで充実した毎日を送ってもらうよう支援する。
- ・ 共有スペースに四季に合わせた装飾をかざり、散歩も日課にすることで施設内外で季節感を感じてもらい、気分転換も図れるよう支援する。
- ・ 毎食前の口腔ケア体操を継続し、身体を少しでも動かすことで、体力・筋力の低下に努める。
- ・ 毎月目標を決め、「自分史ノート」を記入することで職員のコミュニケーション能力の向上を目指し、ご入居者の個々の想いや希望を引き出しケアプラン作成に繋げる。
- ・ 個々の認知症状を理解、把握し、その方にあった対応が出来るように心掛けると共に、日々の観察をしっかりと行い、嘱託医・かかりつけ医等とも連携を図り、体調変化の早期発見に努める。
- ・ ご入居者の様子は細目に面会時や電話・メールでご家族へ連絡し、ご家族との信頼関係が築けるように努める。年4回グループホーム内機関紙を作成し、普段のご入居者の様子を伝える。

3 地域との交流、連携

- ・ 地域行事に参加するとともに、外出企画の実施や散歩等近隣に出掛けることで地域との交流を図る。
- ・ 運営推進会議を隔月に開催。活動状況を報告し委員からの意見を聞くと共に、地域住民との連携が図れるよう努める。
- ・ 特養やサテライト等の行事に参加することで他部署の職員にもご入居者の様子を把握してもらう。

4 職員の技術・資質の向上について

- ・ 認知症や専門分野に関する研修を随時行い、職員の知識、技術向上に努め、認知症を持つ人ではなく、その人自身を理解するよう努める。
- ・ 定期的に不適切ケアを見直すことで、自身の言動、行動を振り返る機会を持つ。又、ご入居者に対しては丁寧な対応を心掛け、接遇力の向上にも努める。

5 主な行事

4月	お花見	8月	地域の夏祭り参加	12月	クリスマス会・家族会
5月	外出	9月	敬老会	1月	初詣・新年会
6月	外出	10月	外出	2月	節分
7月	七夕	11月	紅葉ドライブ	3月	ひな祭り

(外出：ご入居者の希望を聞き企画予定)

【桃山台居宅介護支援事業所】

1 基本方針

- ① 介護や支援が必要になった方が、その有する能力に応じて日常生活を送ることができるように、適切な介護サービスを利用できるよう支援する。
- ② 担当件数については、居宅介護支援取扱件数40件（認定調査員は20件）を目標に新規ケースの受入を積極的に行う。
- ③ 事業所内での情報の共有と連携を行い、専門的な知識の向上に取り組む。また、困難なケースにおいては、連携を図ることで早期の解決に努める。
- ④ 認定調査を行う際には、公平かつ厳正に行い守秘義務を厳守する。

2 具体的内容

- ①・アセスメントやモニタリングにおいては、ご利用者宅を訪問し、ご利用者やご家族と面談して行う。
 - ・ご利用者やご家族が抱える問題を明らかにし、解決すべき課題を抽出し、自立を支援する視点をもって支援する。
 - ・ご利用者、ご家族の生活に対する意向を十分に踏まえ居宅サービス計画を作成する。サービス事業所の選択においては、十分な情報提供の上、ご利用者が選択できるように、公正中立な立場で行う。
 - ・居宅サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるようにサービス事業所との連絡調整を行い、必要に応じて見直し変更など行う。
 - ・新しいケアプランの作成時、新たな課題によりサービスの変更が必要になった場合には、サービス担当者会議を行い、多職種や主治医と連携し課題の解決の為にチームアプローチで取り組んでいく。
 - ・入退院時には、医療機関と連携し情報提供する。
- ②・入院や施設入所などにより担当ケースの増減があるために、仕事量の状況を判断しながら新規の担当ケースを積極的に受ける。
 - ・あんしんすこやかセンター併設の居宅介護支援事業所としての役割を意識し、困難ケースも受け入れるように連携していく。
 - ・認定調査専任者については、神戸市からの情報を基に月ごとの調査件数を把握した上で、調査に支障の無いように新規ケースを受け入れる。
- ③・毎朝と毎月のミーティングで情報を共有することでチームワークの向上を目指す。
 - ・研修会に積極的に参加するとともに、参加した者からの報告を受け専門知識を自ら研鑽して習得する。
 - ・あんしんすこやかセンターの主催する地域ケア会議に参加し地域の情報を収集し、関係機関等と相互の連携を高めネットワークを構築していく。
- ④・認定調査については、公正かつ的確に行う。
 - ・調査票が届き次第、調査日時の調整を行い、速やかに調査を実施する。

【桃山台あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）】

1 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

2 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間で連携して早期にそして継続的に支援する。

成年後見制度については職員の説明力の向上を目指す。必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。老人クラブを対象として、地域住民にわかりやすいよう寸劇をとり入れる等工夫した広報を継続し、制度についての認知度を広げる。関係者には理解を深められるよう広報する。

消費者被害を未然に防ぐため、昼食会で毎月情報提供する他、地域へ出向き広報を行い注意の意識を高める。また、関係者にも定期的に被害情報等について情報提供を行う。関係者には、消費者被害の疑いのある情報を利用者等から入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

関係機関、地域のインフォーマルサービス等の情報収集を幅広く行い、リストを作成する。情報は担当を決め随時更新し、関係者からの問い合わせがあった際には最新の情報が提供できるようにする。

圏域全体の地域ケア会議を年2回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、連携しやすい関係を構築する。また、ベルデ名谷地域での地域ケア会議を「坂道をいつまでも上り下りできるように、ベルデの元気な高齢者を増やそう」をテーマとして年2回開催する。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

近隣のセンターと共催で、介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

4 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

毎月地域の昼食会や喫茶等に出向き、健康寿命（※1）の延伸に向けた取り組みができるよう介護予防の意識づけを行う。昨年度に引き続き認知症予防の寸劇を4か

所、介護予防（フレイル対策※2）の寸劇を新たに2か所で実施する。
介護認定非該当者や介護保険サービス未利用者の中で継続的なフォローが必要な方を対象に、定期的に電話や訪問等でフォローをすることで、早期に支援につながるようにする。

5 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、神戸市・区
の生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、高齢化の進む地域を中心に新
たな友愛訪問グループの立ち上げやコミュニティ作りの支援を行う。
新たなコミュニティ作りの支援として、バルデ名谷地域の集いの場の立ち上げに向け、
地域住民に働きかける。
地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者がで
きるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

6 認知症に関する取り組みについて

認知症についての理解を深めてもらえるように認知症サポーター養成講座を桃山台
中学1年生と桃山台地域住民対象に開催する。また、つつじが丘自治会・下畑台小
学校で開催できるように働きかける。
認知症高齢者声かけ訓練をつつじが丘（第7回）と桃山台（第4回）で実施する。
介護リフレッシュ教室の内容や広報の仕方を工夫する。民生委員にも広報し対象者
に案内してもらえるようにする。
自助グループ（介護家族の会「息抜きタイム」）の運営・開催の後援を行う。

7 民生委員等地域との連携について

地域行事に参加するとともに、新たなコミュニティ作りの企画・運営の支援を行う。
民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。
地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に
対しては、早期対応・早期解決に努める。
地域ケア会議へ参加してもらい、より連携しやすい関係作りを行う。

8 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った
支援を行う。
地域ケア会議に医師や歯科医師、薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター
（※3）等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

9 その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。高齢者がよく
立ち寄る場所へ出向きセンターの場所と役割を理解してもらえるよう、関係性を深め
られるように努める。
各地域のふれまちや自治会との連携をより強化できるようにする。新たに下畑町老人
会に働きかけ、連携を図る。

社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネットたるみ）と連携し、ベルデ名谷の地域行事に参加し、地域住民間の交流・活性化の支援を行う。

1 0 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらおう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらおう。

1 1 ベルデ名谷 L S A 業務について

ご入居者の身体的、精神的変化を見逃さないように予防的な視点を持って観察し、シルバーハウジングのご入居者が、自立して安全かつ快適な生活ができるよう、支援に努める。

- ※ 1 健康寿命⇒健康上の問題がなく、自立した日常生活を送ることができる平均年数。
- ※ 2 フレイル⇒虚弱。医学用語である「frailty」のこと。
病気ではないけれど、年齢とともに全身の予備能力、筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい状態のこと。
早期に発見し、適切な食事と運動を心掛ければ、再び健康状態に戻る可能性があると言われている。
- ※ 3 医療介護サポートセンター
⇒在宅医療・介護連携支援センターの愛称。在宅介護と医療を結びつける連携拠点として、神戸市内に 1 0 か所設置されている。